

# 山梨県公報

第五百号

令和六年

九月二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○家畜伝染病の発生……………三四三

○道路の供用開始……………三四三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三四三

### 公告

○令和六年度後期技能検定の実施……………三四七

○令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三五一

### 公安委員会

○運転免許取得者等教育実施者の代表者の氏名の変更の届出……………三五二

○運転免許取得者等検査機関の代表者の氏名の変更の届出……………三五二

○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………三五二

## 告示

### 山梨県告示第二百十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年九月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	二	北杜市	令和六年八月二十三日

### 山梨県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和六年九月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	百四十一号	北杜市高根町清里字念場原三五四五番二〇七地先から北杜市高根町清里字念場原三五四五番八三地先まで	一八九・八	令和六年九月二日

### 山梨県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

#### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
身延町	大八坂一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり(図面省略)	新規	
同	大八坂一・二	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
樋田 1-4	樋田 1-3	柳田	熊沢 1-3	熊沢 1-2	熊沢 1-1	根子 1-1	御弟子 1-3	大磯 1-2	大磯 1-1	大山 1-3	山王	門 1-2	門 1-1	宿ノ爪 1-2	宿ノ爪 1-1	所島
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	富士川町	身延町	同	同	同	富士川町	同	同	同	同	同	同
境尾 勿沢	下平野 沢	大藪 沢	奥平野 沢	前沢	川久保 沢 1-1	八坂 沢	寺尾 1-1	南田	西村	下七尾	中小磯 1-2	中小磯 1-1	上小磯 1-2	上小磯 1-1	水船 1-4	車田 1-1
同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白沢 1-2	白沢 1-1	宿戸沢	谷戸沢	前坂沢	沢ノ戸沢 1-2	沢ノ戸沢 1-1	山ノ神沢	平芝沢	千本沢	北畑沢 1-3	北畑沢 1-2	北畑沢 1-1	柳沢	中川原沢	山居沢	研石沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	身延町	市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山王	門 1-1	宿ノ爪 1-2	宿ノ爪 1-1	所島	大八坂 1-2	大八坂 1-1	土砂災害特別警戒区域の名称	忍沢	上ノ段 1-2	上ノ段 1-1	里沢	赤石切沢	南舟薙沢			
同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	新規	指定事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同
							指定告示									

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中小磯 1-2	中小磯 1-1	上小磯 1-2	上小磯 1-1	水船 1-4	車田 1-1	樋田 1-4	樋田 1-3	柳田	熊沢 1-3	熊沢 1-2	熊沢 1-1	根子 1-1	御弟子 1-3	大磯 1-2	大磯 1-1	大山 1-3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	富士川町	身延町	同	同	同	富士川町
北畑沢 1-3	北畑沢 1-2	北畑沢 1-1	柳沢	中川原沢	山居沢	研石沢	境尾勿沢	下平野沢	大藪沢	前沢	川久保沢 1-1	八坂沢	寺尾 1-1	南田	西村	下七尾
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
忍沢	上ノ段ー2	上ノ段ー1	里沢	赤石切沢	南舟薙沢	白沢ー2	白沢ー1	宿戸沢	谷戸沢	前坂沢	沢ノ戸沢ー2	沢ノ戸沢ー1	山ノ神沢	平芝沢	千本沢	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

## 公 告

● 令和六年度後期技能検定の実施  
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」とい  
 う。）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
 令和六年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 実施職種

1 特級 特級の検定職種のうち後期（令和六年十月一日から令和七年三月三十一日  
 までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加  
 工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機  
 械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリン  
 ト配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立  
 て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成  
 形及びパン製造とする。

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上  
 欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検  
 者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事 作業 ロータリー式さく井工 事作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タ レットパンチプレス板金加工 法	機械板金作業 数値制御タレ ットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし

コンクリート圧送	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	パン製造	婦人子供服製造	施工	冷凍空気調和機器	農業機械整備	空気圧装置組立て	時計修理	プリント配線板製造	半導体製品製造	シーケンス制御
なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	婦人子供既製服製造法	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	なし
なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	婦人子供既製服縫製作業	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業	なし

シーケンス制御	電子機器組立て	機械検査	機械加工	検定職種	防水施工	施工
なし	なし	なし	旋盤加工法	学科試験の選択科目	アスファルト防水施工法 合成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工法 改質アスファルトシート トーチ工法防水施工法	なし
なし	なし	なし	普通旋盤作業	実技試験の選択科目	アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシート トーチ工法防水工事作業	なし
					鋼橋塗装法	機械・プラント製図
					なし	機械製図法
					鋼橋塗装作業	機械製図CAD作業

3 二級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	電子回路接続	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
	なし		なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和六年十二月五日(木) から令和七年二月十六日(日) までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和六年十一月二十八日(木) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内) において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
<p>1 一級及び二級 鍛造 機械検査 シーケンス制御 婦人子供服製造 配管 型枠施工</p> <p>2 三級 シーケンス制御 配管 型枠施工</p>	令和七年一月二十六日(日)
<p>1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井 工場板金 時計修理 農業 機械整備 冷凍空気調和機器施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図 印章彫刻</p>	令和七年二月二日(日)

<p>3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作</p>	
<p>1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プ リント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 か わらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接 着剤注入施工 電気製図 塗装 2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プ リント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 かわ らぶき 鉄筋施工 電気製図</p>	<p>令和七年二月九日（日）</p>
<p>3 単一等級 電子回路接続</p>	

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発セン  
ター

四 受検申請の手続  
1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
  - (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
    - (1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りす  
ること。）
    - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
    - (3) 健康保険被保険者証
    - (4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
    - (5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
    - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認でき  
るものに限る。）
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
試験手数料
- 2 実技試験
- (1) (2)から(6)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
  - (2) 三級を受けようとする者であつて、令和六年四月一日において二十三歳未満  
のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第  
一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(6)に掲げる者を除く。）
- 一の検定職種につき一万三千七百円

- (3) 三級を受けようとする者であつて、令和六年四月一日において二十三歳未満  
の在職中のもの（実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法（昭  
和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるものに限  
る。(6)において同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資  
格をもつて在留する者並びに(4)から(6)に掲げる者を除く。） 一の検定職種に  
つき九千二百円
  - (4) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年  
法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しく  
は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練  
（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている  
者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法  
第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓  
練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除  
く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等  
学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支  
援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門  
学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百四十四  
条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(5)及び(6)において同じ。)
  - (5) (5)及び(6)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき一万二千二百円
  - (6) 三級を受けようとする在校生であつて、令和六年四月一日において二十三歳  
未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在  
留する者及び(6)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき七千六百円
  - (7) 三級を受けようとする在校生であつて、令和六年四月一日において二十三歳  
未満の在職中のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格を  
もつて在留する者を除く。） 一の検定職種につき三千五百円
- (二) 学科試験 一の検定職種につき三千五百円
- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申  
請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科  
試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書  
を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手  
料は還付しない。
- 4 受付期間 令和六年十月七日（月）から同月十八日（金）まで
- 5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山  
梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会及び富士吉田職業訓練協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百四十円分（当該郵送による求めの消印が令和六年九月二十日以降となる場合にあっては、百八十円分）の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和七年三月十四日（金）に山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和六年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九六・六六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八二・五八ヘクタール

甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一〇二・七三ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇六・七八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六八四・二五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・一七ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇九八・八〇ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	四五八・六八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二四・二六ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・七二ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇七二・二九ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一四一・六七ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一六・六一ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一五九・六七ヘクタール

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十六号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年九月二日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 変更後の代表者の氏名 堀内 光一郎
- 二 変更年月日 令和六年六月二十四日

山梨県公安委員会告示第八十七号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年九月二日

山梨県公安委員会

- 一 変更後の代表者の氏名 堀内 光一郎 委員長 堀内 拓 三
- 二 変更年月日 令和六年六月二十四日

**山梨県公安委員会告示第八十八号**

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年九月二日

山梨県公安委員会

- 一 変更後の代表者の氏名 堀内 光一郎 委員長 堀内 拓 三
- 二 変更年月日 令和六年六月二十四日